

毎週火・金曜日発行

○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局 ○土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)…2

2

口頭により開示請求をすることができる場所を変更したもの

とができる個人情報の項目口頭により開示請求をするこ

目

次

ページ

○口頭により開示請求をすることができる個人情報の変更 (二〇四・情報公開センター) 告 示

報

○道路区域の変更(二○七・北秋田地域振興局建設部)………1 ○基本測量終了の通知(二○六・建設管理課)…………1 ○肥料の登録の有効期間の更新(二○五・水田総合利用課) :

○開発行為に関する工事の完了(二○八・由利地域振興局建

告

示

とができる個人情報について、次のとおり変更したので、告示す

○土地改良区の定款変更の認可(雄勝地域振興局農林部)……2

(仙北地域振興局農林部)

: 2

調理師試験

び総合得点

から一箇月

各地域振興局

健康推進課

科目別得点及|合格発表の日

(山本地域振興局農林部) …2

2

試験等の名称

開示する内容

谷間場所よができる期ことができるこ 口頭により開口頭により開

○土地改良区の定款変更の認可 ○土地改良区の役員の退任の届出

秋田県告示第二百四号

号)第二十二条第一項の規定により口頭により開示請求をするこ 秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第百三十八

平成二十一年四月二十四日

秋田県知事 佐 竹

敬

久

の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、

平成二十一年四月二十四日

敬 久

炭酸カルシウム肥料
アルカリ分五三・〇
八戸炭酸カルシウム工業株式会社
平二八番地六
成二十七年四月二日まで平成二十一年四月三日から平

秋田県告示第二百六号

秋田県

登

録

番 뭉

及 肥

そ

0)

氏

名

又

は 生

名

称

住

所

更新後の登録の有効期間

産

業

者

保証成分量 の 他

% 規 格

料 び 0) 名 種 称 類

第一八九号

二十一年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通 平成二十一年秋田県告示第三十一号の基本測量について、平成

> 平成二十一年四月二十四 H

秋田県知事 佐 竹 敬

久

秋田県告示第二百七号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定

秋田県告示第二百五号

第十六条第一項の規定に基づき、 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項 公告する。 同法

秋田県知事 佐 竹

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 平成二十一年四月二十四日

秋田県知事 佐 竹 敬

久

-	E	1	(3
1				-
			道路の区域)

平成21年4月24					
県道	道路の種類				
	旧	旧新別			
	屋布沖田	路			
	田面線	線			
		名			
A 小○番三まで 北秋田郡上小阿仁村五反沢字ラント	番三まで 北秋田郡上小阿仁村五反沢字ラントウェ	区			
トウ下タ七七番五から字上ノ山下タ	下タ七七番五から字上ノ山下タ八〇	間			
□・□○~ 六・○○	四・四〇~一六・〇〇	敷地の幅員(メートル)			
〇· 〇国	O·110E	延長(キロメートル)			

新 屋布沖田面線 В 八〇番三まで 八〇番三まで Ŧ. ・五〇~二七・〇〇 · -九八

この表において「A」及び「B」とは、 関係図面に表示する敷地の区分をいう。

道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間 北秋田地域振興局建設部

場所 平成二十一年四月二十四日から同年五月十三日まで

秋田県告示第二百八号

六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。 開発行為(第二工区)に関する工事が完了したので、 定により平成二十一年四月九日付け指令由建一百十八で許可した 都市計画法 平成二十一年四月二十四日 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規 同法第三十

開発許可を受けた者の住所及び氏名 秋田県知事 佐 竹 敬 久

大仙市大曲西根字中嶋四百五十四番地二 代表取締役 高 橋 有限会社 クリエート **千恵子**

開発区域(第二工区)に含まれる地域の名称 由利本荘市二十六木字根木田二百八十番一及び二百八十番一

告

公

秋

基づき、公告する。 て、平成二十一年四月十五日認可したので、同条第三項の規定に の規定により、次の土地改良区から申請があった定款変更につい 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項

平成二十一年四月二十四日

秋田県知事 佐

竹

敬

久

森吉町土地改良区

大館市釈迦内土地改良区

び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、 項の規定により、能代南土地改良区から次のとおり役員の退任及 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六 公告

退任監事の住所及び氏名

字成合七十八番地二

能代市浅内字寒川家上十番地

浅内字成合下六十番地 河戸川字新家布七十一番地

平成二十一年四月二十四日

退任理事の住所及び氏名

秋田県知事 佐 竹 敬 久

四

能代市浅内字寒川家上十番地 就任監事の住所及び氏名

河戸川字新家布七十一番地

能代市浅内字大坪四十八番地 能代市浅内字大坪四十八番地 就任理事の住所及び氏名 浅内字中山百八十二番地 河戸川字新家布百二十番地 浅内字中山百八十二番地 河戸川字新家布百二十番地 字成合下七十四番地 字福田上野二百六十二番地 字黒岡二十八番地 字成合七十八番地二 字中谷地九十五番地 字黒岡二十八番地 字成合下七十四番地 字福田上野二百六十二番地 字新家布百四十二番地 字後田百二十二番地 字後田九十一番地 字新家布百四十二番地 字後田百二十二番地 字後田九十一番地 七十四番地 九十二番地 八十八番地二 九十二番地 七十七番地 七十七番地 武田 佐藤 平 川 武田 大塚 佐藤 金谷 野呂田 大塚 大塚 大塚 大塚 金谷 金谷 今 野 野 野呂田 大塚 大塚

弘征 政幸

久夫 博益 英和

佐藤幸治郎 幸雄 和浩 博文

宏

英和 弘征 政幸 和義

博文 博益 和浩 久夫

平川 安悦 佐藤幸治郎 幸雄

今 野 野 多賀谷政文 和義 彰

今野 多賀谷政文

浅内字頭無上百十一番地

項の規定により、 の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 平成二十一年四月二十四日 能代市東土地改良区から次のとおり役員の退任

秋田県知事 佐 竹

退任理事の住所及び氏名

能代市字大曲百四番地

薫

薫

保坂

鉄典

第十八条第十六

敬 久

小林 冨義

について、平成二十一年四月十四日認可したので、同条第三項の の規定により、美郷町千畑土地改良区から申請があった定款変更 規定に基づき、公告する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項 平成二十一年四月二十四日

秋田県知事 佐

竹

敬

久

いて、平成二十一年四月十三日認可したので、同条第三項の規定 の規定により、羽後町土地改良区から申請があった定款変更につ に基づき、公告する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項 平成二十一年四月二十四日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

誤

正

八十六号(指定施業要件変更予定通知 平成二十一年三月三日 (第二千五十九号) 掲載の秋田県告示第

うに加える。 一ページ下段三十六行目()立木の伐採の方法の次の行に次のよ

(1) 次の森林については、 主伐に係る立木の伐採を禁止す

字高松沢(国有林。次の図に示す部分に限る。

を1号ずつ繰り下げる。 一ページ下段三十七行目の(1)から二ページ上段四行目の(4)まで

発行者

秋

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

田 県

秋田市山王四丁目一番一号

钔 印 刷 刷 者 所 有 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 秋田市山王七丁目五番二十九号 秋田市山王七丁目五番二十九号